

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

香川県三豊市

3 地域再生計画の区域

香川県三豊市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の国勢調査に基づく総人口は、合併前の1985年に7町の人口の総和が78,282人であったがその後減少に転じ、2024年10月時点で58,066人となっている。2015年実施の国勢調査を基にした2025年の本市の総人口は58,705人と推計されていたが、2020年実施の国勢調査を基にした推計総人口は、2024年3月時点で58,670人まで減少しており、人口減少のペースが早まっていることが分かる。国立社会保障・人口問題研究所によると、2050年には総人口が40,384人となる見込みである。

年齢3区分別の人口動態を見ると、1980年から2020年まで、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）が年々減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加し続けている。1980年には、生産年齢人口は50,562人、年少人口は15,642人であったが、2020年には、生産年齢人口は32,067人、年少人口は6,963人となり、40年間でそれぞれ18,495人（約36%）、8,679人（約55%）と大幅に減少している。一方、老年人口は、1980年には11,735人であったが、1990年には年少人口を上回り、さらに2020年には22,573人と、40年間でおよそ2倍に増加している。

自然動態を見ると、出生数は1994年には610人であったが、2023年には271人となっている。その一方で、死者数は2023年には1,066人と年により変動はあるものの微増しており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は2023年

には▲795人（自然減）となっている。

社会動態を見ると、1994年には転入者（2,542人）が転出者（2,341人）を上回る社会増（201人）であった。その後、転入者数・転出者数の推移はどちらも減少傾向が続いていたが、2010年からは増加傾向となり、2023年には▲42人の社会減となっている。このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、転出超過（社会減）等が原因と考えられる。

人口規模の縮小や人口構造の変化は、地域産業の原動力となる「働き手」、「担い手」の減少であり、産業の縮小を伴う生産力やイノベーションの低下など、地域経済や消費市場の縮小を引き起こすことで地域に悪影響を及ぼすとされている。さらに、高齢化は、社会保障費の増大により、一人当たりの経済的負担が拡大するとともに、勤労意欲の低下にまでつながっていく。

また、地域の生活を支えてきたコミュニティは、人口減少とともにその存続が危ぶまれる中で、まちの機能が縮小し、利便性や市民同士の交流の場が失われることで、さらに都市部や近隣自治体へと人が流出する可能性が高まる。そして、これまでの行政サービスの低水準化やサービス自体の提供が継続できなくなることも考えられ、市民生活への影響を実感する日もそう遠くはないと想定される。

この負のスパイラルから脱却するためには、人々から選ばれるまちを目指して、本市の抱える課題に柔軟に対応していかなばならない。未来に向かって持続・発展し続けるまちの創造に向けた取組を進め、特に重要度と優先度が高い次の事項を基本目標に掲げ、本市に人を呼び、人が育ち、人が定着することでさらに人が増えるという好循環を生み出し、目標の達成を図る。

- ・基本目標1 みとよでカナエル～育ちと学び～
- ・基本目標2 みとよでハジメル～創造と可能性～
- ・基本目標3 みとよでスマイル～持続と豊かさ～
- ・基本目標4 みとよでツナガル～集いとにぎわい～

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2028年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	出生数	271人	1,084人 (2025～2028累計)	基本目標 1
	若い世代が子育てしやすいま ちになっていると思う割合	48.6%	55.0%	
	自分にはよいところがあると思 っている児童生徒の割合（自 己有用感）	40.6%	65.0%	
イ	デジタル実装による地域課題 解決数	0 件	10件	基本目標 2
	市のデジタル化政策に対して 満足している市民の割合（総 合計画アンケートで新規設定 ）	—	50.0%	
ウ	元気な高齢者の割合（介護・ 支援を必要としていない65歳 以上の高齢者の割合）	81.5%	82.0%	基本目標 3
	「住みやすい」と感じる市民 の割合	76.0%	80.0%	
エ	社会増減数	▲130人	0 人	基本目標 4
	社会増減数（20～30代）	▲131人	0 人	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第3期三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業

ア みとよでカナエル～育ちと学び～事業

イ みとよでハジメル～創造と可能性～事業

ウ みとよでスマイル～持続と豊かさ～事業

エ みとよでツナガル～集いとにぎわい～事業

② 事業の内容

ア みとよでカナエル～育ちと学び～事業

こども家庭センターの設営・運営、産前・産後の相談・支援、子育て支援拠点施設の充実、認定こども園の設置推進、小・中学校での教育内容の充実、教職員の資質向上、ICTを活用した学習、放課後改革による選択肢の充実、生活困窮世帯の子どもの学習支援等、子どもの健やかな育ちと市民の様々な学びの機会の創出により未来の可能性を担保する事業

イ みとよでハジメル～創造と可能性～事業

デジタル人材の育成とデジタル技術の活用支援、デジタル人材をはじめとする職員育成、デジタル地域マネー・ポイントによる地域内経済の循環、データ連携基盤を活用した共助サービス実装の推進、広聴広報活動の充実、デジタル技術を活用した情報発信、デジタル・ガバメント（電子自治体）の推進、デジタル技術を活用した行政サービスの推進等、デジタル技術の活用により、様々な分野を超えて生活の質や利便性を向上させる事業

ウ みとよでスマイル～持続と豊かさ～事業

疾病予防の推進、特定保健指導による生活習慣の改善、高齢者の健康寿命の延伸対策の推進、生活支援サービスの充実、中山間地域・離島への医療の提供、みとよ市民病院の安定的な運営、農産物の高付加価値化・消費拡大の促進、新規就農の促進と支援、現存農地の適正管理と保護、有害鳥獣捕獲者の支援と確保、漁業従事者の確保・育成、魚食文化の普及・消費拡大の促進、水産資源の確保、企業立地支援の充実、工業用水道の整備、コミュニティバスの適正運行、誰もが安心して利用できる移動手段の確保、移動の連続性の確保、本庁舎及び詫間庁舎周辺の市街地エリアの開発、カーボンニュートラルの促進、公共施設の再配置、自主防災組織の結成促進と支援、未耐震住宅への支援等、ライフステージを通じて健康に過ごせて、快適で住みやすい持続可能なまちづくりを目指す事業

エ みとよでツナガル～集いとにぎわい～事業

観光施設の多様化・充実化による観光地化の推進、魅力を伝える情報発信、若者の地元就職支援、移住・定住に関する情報発信、関係人口創出・拡大、移住促進・移住後の支援、地域と時代に合ったコミュニティ活動の促進等、市内外を問わずもっと三豊を知ってもらって好きになってもらい、にぎわいの創出に繋げる事業

※なお、詳細は第3期三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

8,000,000 千円（2025年度～2028年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2025年4月1日から2029年3月31日まで

6 計画期間

2025 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日まで